

各地区農民連盟委員長 様

北海道農民連盟
委員長 大久保 明義

食料供給困難事態対策法施行令案等に関する パブリックコメントへの取組みについて

日頃、本連盟の活動に対しまして、ご支援とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨年通常国会で可決された「食料供給困難事態対策法」について、現在、4月1日の施行に向けてパブリックコメント（意見募集）を行っております。

「食料供給困難事態対策法」においては、米穀、小麦、大豆などを特定食料として位置づけ、供給不測時に生産者に対して生産計画の届出を指示するなどの法律です。その際、国の計画届出指示に従わない場合、生産者等に前科を伴う20万円以下の罰金を科すことや計画変更指示に従わなかった場合の公表が大きな課題であったことから、組織はこれまで、国会での意見陳述や与野党の農林関係議員への要請のほか、オンライン署名の実施などで罰則規定の除外などを求めてきました。また、農水省との意見交換では、生産計画の提出を求める対象者は、一定の面積規模以上とし、供給量の把握のため生産できない場合には生産量ゼロの計画提出でも構わないと答弁してきました。

しかし、今回の施行に向けて示された施行令及び施行規則案では、「特定食料等の生産をすることができる」と認められるもの」として、ほぼ特定食料の生産者全員が対象となっています。また、特定食料については、米穀や小麦、大豆に加え、てん菜、生乳、牛・豚又は鶏の肉、鶏卵が対象となることから、稲作農家や畑作、酪農・畜産農家まで幅広く生産計画の届出が求められる事態が想定されます。

つきましては、国のパブリックコメントが1月23日までとしていることを踏まえ、国への不信感を抱かせ、生産意欲を損なう法施行に対する意見提出について、緊急ではありますが、各地区組織から市町村組織の盟友より実施頂くよう取組みをお願いします。

記

期 間： 1月23日(木)まで

意見例： ①「国が需給調整に関与しない体制となった現状下において、強制力を伴う生産計画の届出指示は、国への不信感を抱かせ、生産意欲を損なわせることから反対する」、②「前科を伴う刑事罰の罰則規定については見直すこと」、③「計画届出の対象者を含め法律の内容について、現場への説明や意見を十分聞く期間を設けるとともに、生産者が納得する内容に改善すること」など

意見提出アドレス：

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550004034&Mode=0>



(法律施行にあたっての説明資料、意見募集については、上記アドレス・QRコードよりアクセスし、指示に従って意見の送付を行ってください)

以 上。